



## 会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

来月からいよいよ所得税の確定申告がスタートします。くれぐれも遅れることがないように提出してください。この時期には、贈与税の申告も同時にあります。今回は贈与を受けた方が提出すべき「贈与税の申告」について取り上げたいと思います。

### 「贈与税の申告」をする必要がある人

財産の贈与を受けた個人には「贈与税」がかかります。贈与税の課税は、「暦年課税」と「相続時精算課税」のいずれかの方法に基づいて計算し申告しなければなりません。

#### ①「暦年課税」の場合

1人の人が暦年(1月1日から12月31日まで)の1年間に基礎控除額の110万円を超えて贈与として受け取った財産がある場合は必要です。したがって、1年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません。(この場合、贈与税の申告は不要です)

基礎控除を控除した金額に、以下に示す速算表に基づき贈与税額を算定します。

### 暦年課税の贈与税速算表

基礎控除後の課税	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

#### ②「相続時精算課税」の場合

贈与を受けた財産の価額にかかわらず、「相続時精算課税選択届出書」を提出した人は提出が必要です。また、この規定の適用は、贈与者が65歳以上の親で、受贈者が20歳以上の子である推定相続人の場合に限られます。贈与者ごとに選択をすることができますが、その選択した翌年以降は暦年課税への変更はできません。贈与を受けた合計額から2,500万円の特別控除額を控除した金額に、一律税率20%を乗じて税額を算定します。

### 贈与税がかからない主な財産 (具体例)

①法人からの贈与により取得した財産 (所得税が課税されます)

- ②夫婦や親子などの扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産
- ③個人から受け取る香典、贈答品や見舞品などで、社会通念上相当と認められるもの
- ④住宅取得資金の非課税の適用を受ける範囲内の金額

### 申告書の提出期限

平成23年の贈与税申告書の提出期限は、平成24年2月1日(水)から3月15日(木)までです。提出先は、財産の贈与を受けた個人の住所地の所轄税務署です。

### 納税方法

納税方法は、金銭にて一括納入が原則です。相続税のように金銭の納入の代わりに、土地、不動産、株式などで納付する物納制度は採用することができません。

贈与税の申告は、個人の方が財産をもらった時にしていただく大事な手続きです。申告に関して何か不明な点がございましたら、当事務所までご連絡ください。



## 社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

### 元本割れが急増する確定拠出年金の問題点

#### 2年半ぶりの高水準

確定拠出年金の加入者のうち、元本割れとなっている人の割合が約6割(2011年9月末時点)に上ることが明らかになりました。

半年前の約4割から急増しており、半期ベースでは2年半ぶりの高水準となっています。

#### 世界的な株安が大きく影響

元本割れに陥る人が急増している背景には、世界的な株安の問題があります。

格付投資情報センターが、確定拠出年金の運営管理を手掛ける金融機関3社の協力を得て、加入期間半年以上の加入者(3社合計で約140万人)の運用実態を調べたところ、通算利回り(年率換算)がマイナスとなり元本割れの人は全体の57.8%となりました。

#### 将来の受給額減少につながる

確定拠出年金は、企業が不足分の補填を行わないため、運用低迷が加入者の将来の受給額減少に直結します。

確定拠出年金を導入している企業では、運用利回り平均2.2%を目標として掲げていますが、マイナス1.9%(昨年9月末時点)にとどまっています。

とは言っても、税制優遇などの点でメリットが大きいこともあり、確定拠出年金に代わる有効な手段がないのも現実です。

今後についても運用低迷が予想されるため、新興国株を運用商品に追加したり、年金運用研修を強化したりするなどの対策が必要だと言われています。

### うつ病などの精神障害に関する

#### 労災認定の新基準

#### 迅速な審査の必要性

近年、精神障害による労災請求件数が増加し、各事案の審査に平均約8.6カ月を要していたことから、迅速な審査を行う必要性が指摘されていました。

厚生労働省では、平成22年10月から「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」を開催し、昨年12月に「心理的負荷に

よる精神障害の労災認定基準」を発表しました。

### 新しい認定基準のポイントとは?

この新しい認定基準のポイントは、次の通りです。

- ①わかりやすい心理的負荷評価表(ストレスの強度の評価表)を定めた。
- ②いじめやセクハラのように出来事が繰り返されるものについては、その開始時からのすべての行為を対象として心理的負荷を評価することにした。
- ③これまですべての事案について必要とされていた精神科医の合議による判定を、判断が難しい事案のみに限定した。

厚生労働省では、今後はこの新しい基準に基づいて審査の迅速化を図り、精神障害の労災請求事案については「6カ月以内」の決定を目指すとしています。

また、わかりやすくなった新基準を周知することにより、業務によって精神障害を発病した人の認定の促進も図るとしています。



## 会社のトラブルQ & A

法律についての疑問にお答えします

### Q 下請代金を支払ってくれなかったら？

先日、当社が元請会社から下請した工事を完成させたのですが、元請会社が下請代金を支払ってくれません。当社としてはどうしたらよいでしょうか。

### A 元請会社への対処

工事の下請の場合、下請会社と直接契約関係にあるのは元請会社だけです。そこで、通常の代金不払の場合と同様、元請会社に対して下請代金の支払を請求することになります。また、請負契約では工事の完成をもって代金請求できるようになり、そして工事の引渡しと代金支払が同時履行の關係に立ちます(民法633条)ので、請負人は代金の支払を受けるまで工事の引渡しを拒絶できます。工事の引渡し拒絶によって、間接的に元請会社

に代金支払を強制することができます。

### 公正取引委員会の勧告

下請代金支払遅延等防止法(以下、「下請法」)が適用される場合は、元請会社は工事内容の検査をするしないにかかわらず、工事受領の日から60日の期間内に代金を支払わなければなりません(下請法2条の2)。これが守られない場合、下請会社が公正取引委員会または中小企業庁長官に報告すると、中小企業庁長官は調査の上、公正取引委員会に適切な措置を採るべきことを求め(下請法6条)、公正取引委員会は元請会社に対し、不利益な取扱いを止めるべきことその他必要な措置を採るべきことを勧告することができます(下請法7条1項)。この方法も、元請会社に対して相当なプレッシャーになります。

これにより元請会社が下請会社への支払を約束した場合は、必ず合意書などの書面にしましょう。一方、元請会社が応じない場合は、訴訟などの法的手段をとらざるを得ないでしょう。

また、材料の調達を下請会社が行い工事が完成した場合、目的物の所有権は下請会社に帰属します。そこで、注文者、元請会社、下請会社の三者間で円満な解決が期待できる場合には、注文者から直接下請会社に代金の支払いをしてもらうよう提案するのも検討の余地があるでしょう。

### 代金支払の催告

元請会社に代金支払の意思のないことが明確な場合を除き、まずは下請代金の支払を書面で催告することから始めましょう。

### 代金支払の合意

元請会社が催告に応じて代金の分割払の申出をし、それが下請会社にとって納得できる内容で、かつ支払の見込みもあると判断した場合には、その申出に応じるのも現実的な選択です。その場合、元請会社と合意した内容を契約書の形にしておくことが重要です。またこの契約書を公正証書として作成しておけば、債務名義となります。

## i お知らせ

### セミナー・勉強会について

2011年はおかげさまで年間15回のセミナー・勉強会を開催させていただきました。過去のセミナー情報やその他メディア情報は当グループの[セミナー・メディア情報ページ](#)に掲載しております。2012年は汐留パートナーズグループ主催で会計・法律・労務のワンストップセミナーを開催したいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

### 一般社団法人国際会計コンソーシアムのお知らせ

従前よりボードメンバーとして加入しておりました『[国際会計コンソーシアム \(IAC\)](#)』がこの度、一般社団法人化したしまして、当グループの公認会計士・税理士の前川研吾が理事に就任いたしました。合わせて分科会であります「香港の税制に関する研究会」の責任者に就任いたしました。国際会計コンソーシアム (IAC) とは、海外進出する中小企業の悩みを解決し、応援するために日本の会計事務所、法律事務所、社労士事務所等が有志で、持てる力を集めて結成したプロフェッショナル集団です。中国、香港等を中心とした海外進出支援を、今後はアジア全域へ広げていく予定です。現在、ハノイ(ベトナム)、ダッカ(バングラディッシュ)、ネピドー(ミャンマー)、マニラ(フィリピン)、ジャカルタ(インドネシア)等の会計事務所・法律事務所との提携を調整中です。

このようなネットワークを生かしたご支援が可能となりますので海外事業に関心があります方はどうぞお気軽に当グループまでご相談下さい。

## 2月の税務と労務の手続き [提出先・納付先]

### 1日

- 贈与税の申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

[郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出

<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出

<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

### 15日

- 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

### 29日

- 固定資産税<都市計画税>の納付<第4期分> [郵便局または銀行]

- 法人税の申告

<決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等について> [税務署]

- じん肺健康管理実施状況報告書の提出 [労働基準監督署]

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

[公共職業安定所]

発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp/>

誌面デザイン 永喜 なおこ

URL: <http://ameblo.jp/ferretgogo/>

汐留パートナーズ株式会社・会計事務所・法律事務所・社会保険労務士事務所・海事法務事務所・行政書士事務所